平成２５年（フ）第２１４号
福井県鯖江市中野町第39号３番地３
破産者　株式会社ＳＵＮＴＥＸ
１　決定年月日　平成26年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６８号
福井県鯖江市河和田町７号４番地の１
破産者　畠中漆工株式会社
１　決定年月日　平成26年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８２７号
名古屋市中川区吉津４丁目1106番地
破産者　有限会社邦光
１　決定年月日　平成26年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４９１号
大阪府泉南郡熊取町希望が丘３丁目４番３号
破産者　株式会社いずみ建築工房
１　決定年月日　平成26年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第７５３号
最後の住所神戸市灘区大石北町７番11―４号、従前の住所神戸市灘区鹿ノ下通３丁目５番21―203号
破産者　亡舘石洋作相続財産
１　決定年月日　平成26年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８０４号
神戸市東灘区岡本１丁目13番13号
破産者　株式会社テイクウィング
１　決定年月日　平成26年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２２号
兵庫県高砂市阿弥陀町南池452番地の２
破産者　株式会社インターワークス
１　決定年月日　平成26年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第９９号
松江市八束町波入43番地２、前住所松江市大正町414番地　コーポスズキ105号室
破産者　出川　卓司
１　決定年月日　平成26年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５２号
熊本県玉名市岩崎975番地
破産者　日本ソイル株式会社
１　決定年月日　平成26年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第２０８号
北海道函館市宇賀浦町19番18号
破産者　有限会社東出硝子店
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２０５号
青森市小柳３丁目４番25号
破産者　株式会社シーコム
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７５号
青森県八戸市湊高台２丁目20番２号
破産者　有限会社熱研工業
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
青森県八戸市大字白銀町字雷52番地18
破産者　株式会社エコサポート21
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第５１７号
神奈川県横浜市青葉区梅が丘19番地12ディアコート藤ヶ丘101
破産者　佐藤　仁志
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８１２号
東京都調布市八雲台２丁目31番地６ＡＤエミネンス国領222
破産者　石原　賢太
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８８１号
東京都八王子市石川町913番地
破産者　スイメックス株式会社
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８８２号
神奈川県相模原市中央区田名6761番地
破産者　有限会社ユーコーエンジニアリング
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８８３号
神奈川県相模原市南区上鶴間２丁目20番４号
破産者　宮本景一こと　李　　景一
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９７７号
東京都東大和市桜が丘４丁目300番地の12レオネクスト桜が丘Ⅱ101
破産者　安達　仁彦
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０２５号
東京都小平市学園西町１丁目32番10号ヴィラフローラ一橋102号
破産者　大和田美沙恵
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１８８７号
横浜市中区新山下３丁目15番１―420号
破産者　株式会社ＲＳＯ
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９９６号
神奈川県大和市柳橋４―20―１、商業登記簿上の本店所在地横浜市青葉区榎が丘26番地４
破産者　有限会社ベーカリーミウラ
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部